

知事報告 概要

【案件】

(社)大阪府中小企業総連盟における共済年金制度の廃止に係る府出資金の取扱い

(1回目)

日時	平成23年5月10日(火) 16:10~17:10
場所	知事室
出席	橋下知事、木村副知事 商工労働部長、商工振興室長、商業支援課長、財政課長 ほか
議事概要	<p>○商工労働部から、本件概要等について説明。</p> <ul style="list-style-type: none">・総連盟の概要、現在の資産状況、これまでの経過・本制度と府のかかわり(実質創設者、3,500万円出資、加入勧奨など)・部としての考え方⇒「受給者・加入者の最低限の保護」の観点から、債権(出資金返還請求権)を放棄したい。 <p>[論点]</p> <p>○知事から、本件について、</p> <ul style="list-style-type: none">・なぜ府が債権放棄しなければならないのか。・総連盟の定款、年金規約、出資契約の関係などをもっと明確にすべき等の指摘があった。 <p>○商工労働部から、債権放棄理由として「本制度は府が創設したものであり、加入促進を図るなど府が大きく関与しているという経緯もあり、「受給者・加入者の最低限の保護」という観点から解決を図る責務があるため。」との説明。</p> <p>○総務部からは、「出資金は府の財産であることから、債権放棄すれば住民訴訟のリスクがある。」「訴訟などの法的プロセスで結論を出さずに放棄すべきではない。」との意見あり。</p> <p>[検討事項]</p> <p>○知事から、次回までに下記内容について調査指示。</p> <ul style="list-style-type: none">・総連盟における共済年金制度の設立趣旨、出資金の性格・定款、年金規約、出資契約書の位置付け(出資金返還規定の関係)など整理(顧問弁護士の意見をもらうこと)・他の共済制度における事例(事業廃止、破たん)

(2回目)

日時	平成23年6月24日(金) 14:35~15:35
場所	知事室
出席	橋下知事、木村副知事、総山副知事 商工労働部長、商業支援課長、財政課長、法務課長 ほか
議事概要	<p>○商工労働部から前回指示あった調査結果について説明。</p> <ul style="list-style-type: none">・設立趣旨及び出資金の性格について説明。 【設立趣旨】 大阪府は、中小企業団体(協同組合等)職員の身分安定を図り、団体運営に専念させることで、企業の組織化の推進を図ることを目的として、本件共済制度を発案し創設。 【出資金の性格】 総連盟が実施する共済年金事業に対して、制度の充実と円滑な運営を期するため、出資金(3,500万円)を出捐。・定款をはじめとする関連の規定について、顧問弁護士の法務相談を踏まえ、説明。・他の共済制度の事例について、数事例を報告。(但し本件と類似のものはなし) 【地方議会議員共済制度】 地方議会議員の退職に伴う給付事業(H23.6廃止) 各自治体とも、支給者の給付終了まで負担金拠出が必要。 【(財)大阪府職員互助会】 給付事業(退会給付金等)を廃止。 組合員には掛金相当分を返還、大阪府には補助金相当額を返還。 <p>○両副知事と商工労働部及び総務部両部局の検討の結果は、前回と同様見解が分かっている状態との報告。</p> <p>[論点]</p> <ul style="list-style-type: none">○知事からは、「意見が分かれた場合は、府政全般を見渡して考えることになる。そうすると、本件については個人の権利を尊重するということになる。」との指摘。○また、債権放棄後の住民訴訟リスク(総務部から「法務相談の結果からは、『住民訴訟リスクは全く無い』とは言えないのではないか。」との意見)や、受給者及び加入者への分配方法における公平性の確保について意見交換。○知事から、「仮に債権放棄をする方針を決定するのであれば、議会の理解を得る必要がある。」との指摘。 <p>[検討事項]</p> <ul style="list-style-type: none">○知事から、次回までに下記内容について調査指示。<ul style="list-style-type: none">・事業廃止と破産のそれぞれにおける財産分配について

(3回目)

日時	平成23年7月14日(木) 17:50~17:55
場所	知事室
出席	知事、商工労働部長、商業支援課長
議事概要	<p>○商工労働部から前回指示あった調査結果(事業廃止と破産のそれぞれにおける財産分配)について説明。議会への報告の途中経過(府出資金返還請求権の放棄について反対意見はなかったが、総連盟の運営責任を追及する意見などがあった。)も説明。</p> <p>○知事から、受給者及び加入者の中に、総連盟の運営に関与した人に給付金を渡すべきではないと思うので、対象者を精査するよう指示あり。</p> <p>○商工労働部から、上記対象者は自主返納してもらうことを考えている旨の報告。</p>